

1-9. オーストラリアの ABS 関連国内法と規制（G. Burton 氏講演会）

2009 年 1 月 20 日、Geoff Burton 氏（国連大学高等研究所上席客員研究員、元オーストラリア環境水資源省・遺伝資源管理部長）による「オーストラリアの ABS 関連国内法と規制」に関する講演会が JBA にて開催された。以下に結果を報告する。

オーストラリア（豪州）は、6 州（クイーンズランド州、ニュー・サウス・ウェールズ州、ヴィクトリア州、南オーストラリア州、西オーストラリア州、タスマニア州）、北部準州、首都特別地域、諸島を統治する特別地域から構成される連邦制で、南北約 3,700km、東西約 4,000km、面積 769 万平方 km に及ぶ本土（大陸）と、800 万平方 km 以上の領海を有することから、世界の約 10% の生物種が存在する生物多様性に富んだ国家である。したがって、豪州は遺伝資源の利用者であるとともに、提供者としての役割も果たす。

豪州は 1993 年 6 月 18 日に生物多様性条約（CBD）を批准し、1996 年に「生物多様性国家戦略（National Biodiversity Strategy）」（豪州生物多様性保全のための国家戦略：National Strategy for the Conservation of Australia's Biological Diversity¹⁾ を公表した。この戦略によると、豪州の遺伝資源アクセスの政策目標は、「豪州の生物多様性に由来する遺伝物質及び産物の利用から生じる社会的・経済的利益は豪州のものであることを保証する」とこととされている。一方で、1999～2000 年にかけて、連邦議会が中心となり、広範なコンサルテーションを実施した結果、豪州の ABS 制度が必要であるという 70 以上の勧告が寄せられた。これらの ABS に関する施策は、2000 年に公表された「バイオテクノロジー国家戦略（National Biotechnology Strategy²⁾」の一部として取り入れられた。また、2000 年の「環境保護と生物多様性保全に関する規制」（Environment Protection and Biodiversity Conservation Regulations 2000）の改正に反映され、2005 年 12 月施行の同改正法の一部（パート 8A：生物資源へのアクセス）として実施に至った³⁾。なお、豪州連邦政府及び全州政府は 2002 年に採択された「ボン・ガイドライン」を支持しており、同ガイドラインの実施とともに、州政府間協定（Nationally Consistent Approach for Access to and the Utilisation of Australia's Native Genetic and Biochemical Resources）⁴⁾に反映されている。

「環境保護と生物多様性保全に関する規制」によると、連邦領域の生物資源へのアクセスに

¹ <http://www.environment.gov.au/biodiversity/publications/strategy/index.html> （2009 年 3 月 9 日アクセス）

²

<http://www.biotechnology.gov.au/index.cfm?event=object.showContent&objectID=538B635B-BCD6-81AC-1E1B-66BB24EA3184> （2009 年 3 月 9 日アクセス）

³

<http://www.comlaw.gov.au/ComLaw/Legislation/LegislativeInstrument1.nsf/all/search/5E1E5DC08D8D5D85CA2570B300150056> （2009 年 3 月 9 日アクセス）

⁴ <http://www.environment.gov.au/biodiversity/publications/access/nca/pubs/nca.pdf> （2009 年 3 月 9 日アクセス）

に関するパート 8A の目的は、

- a) 連邦領域の生物資源保全とともにこれら生物資源の生態学的に持続可能な利用を促進する
- b) 連邦領域の生物資源の利用から生じる利益の平衡な分配を確保する
- c) 先住民が保有する生物資源に関する特別な知識を認める
- d) 生物資源へのアクセスを求める者に、確実性の提供と行政コストの軽減につながるアクセス制度を設計する
- e) 連邦領域の生物資源の利用から生じる社会的・経済的・環境的利益は豪州のものであることの保証を求める
- f) 豪州の生物資源へのアクセスに対して国家として一貫性のあるアプローチへ貢献する、となっており、これらは CBD 及びボン・ガイドラインと整合性の取れたものとなっている。⁵

豪州の ABS 規制を概観すると、

- 豪州政府の行政管理下にある国土・領海から生物資源を採取し、研究開発目的に利用する者は、許可申請が必要である。この申請はオンライン、又は書面で行うことができ、アクセスが商業目的の場合、認可に 50 豪ドル必要であるが、分類学研究といった非商業目的の場合は無料である。
- 権限ある当局は、商業目的のアクセスに対して、環境への悪影響がなく、利益配分協定を締結するならば、認可することになる。
- 非商業目的の場合、認可手続きは簡素化され、利益配分協定が不要で、簡単な法的文書に記載するのみで十分であり、各地域の管理者が認可できる。ただし、目的が商業用に変更になった場合、改めて利益配分協定を交渉する必要がある。
- 認可は通常 2 日ほどで発行される。
- 原住民が所有する土地から生物資源を採取する場合、又は原住民の伝統的知識を利用する場合は、土地所有者との利益配分協定が必要となる。この場合、権限ある当局が PIC 及び MAT が十分であることを認めれば、認可となる。
- 申請者を支援するために、2 種類のモデル利益配分協定が公表されている。
- すべての認可は「遺伝資源情報データベース」(Genetic Resources Information Database; GRID⁶) に登録される。GRID はオンラインで閲覧可能である。GRID は認可申請にも利用できることから、一種の電子認証システムともいえる。GRID では、生物資源に関する「一般名」、「種名」、「取得場所」、「取得数」、「データ取得日」といった情報が公開されるが、商業的・文化的・環境影響で微妙な情報に関しては、交渉次第で非公開とすることができる。

ボン・ガイドラインとの比較では、ガイドラインの関連条項はすべて「環境保護と生物多様

⁵ JBA 注：ただし、CBD では「遺伝資源」であるのに、豪連邦法では「生物資源」となっていることに留意する必要がある。

⁶ <http://www.environment.gov.au/biodiversity/science/access/permits/apply.html> (2009 年 3 月 9 日アクセス)

性保全に関する規制」及び関連する豪州政府 ABS 政策文書、行政措置等に反映されている。したがって、「環境保護と生物多様性保全に関する規制」のパート 8A 部分は、ボン・ガイドラインをモデルとして、豪州での法制度を実施したものとみなすことができる。さらに、ボン・ガイドラインは各国の状況に見合った ABS 法制度を設計する上で柔軟性があるとした。

その他、個別の論点として、以下を紹介した。

- 派生物 (derivatives) : 国際交渉で議論の対象となっているが、CBD では「遺伝資源」を定義しているものの、利益をもたらすのは遺伝子そのものではなくその産物である。豪州の規制（パート 8A）では、生物資源へのアクセスを「遺伝資源の研究開発のために原生種である生物資源、あるいは生物資源を構成する／又は生物資源に含まれる生化学的化合物を取得すること」と定義しており、これにより、収穫・捕獲、林業、商品貿易、その他一般利用と区別することが可能になる。
- 国家主権の尊重 (respect for national sovereignty) : 豪州の ABS 法制度は豪州に固有の種のみを対象としており、外来種、貿易や FAO-IT に関わるものは対象外としている。
- 法的確実性、遵守、検証 (legal certainty, compliance and verification) : 研究開発への投資効果を最大限にするために、法的確実性が必要である。GRID は、この点で、低コストでの検証を可能にする。また、豪州の ABS 法を遵守することにより、訴訟等の紛争を避けることができる。
- 出所、原産地、由来の開示 (disclosure of source, origin and provenance) : 既に数カ国で、特許出願時の遺伝資源の出所開示の義務付けや、義務化の検討、がされている。豪州は、GRID を導入することにより、どのような遺伝資源がどのような目的で利用されるのか、透明性を高めることができるので、十分に対応可能であると考える。